第1問

1.交付要求と参加差押えの異同について

[1]要件の異同)

① [交付要求] 滞納者の財産に強制換価手続きがあったときは、税務署長は執行機関に交付要求しなければならない

[参加差押] 滞納者の財産の滞納処分があったときは、税務署長は行政機関に参加差押えを することができる

- ②交付要求は単に滞納国税があれば行えるが、参加差押えは差押えの要件を充足していなければならない。
- ③交付要求は対象財産に制限はない。一方参加差押えは対象財産が、動産及び有価証券、不動産・船舶・航空機・自動車・建設機械・小型船舶・電話加入権に限定されている。

[2]手続きの異同

- ①交付要求は執行機関に交付要求書を送達して行うが、参加差押えは行政機関に交付要求 書に代えて参加差押書を送達して行う。
- ②参加差押えは、質権者・抵当権者に交付要求通知書を送付する必要がある。一方参加差押 えの場合は、動産及び有価証券、不動産・船舶・航空機・自動車・建設機械・小型船舶の場 合はその差押えの登記を関係機関に嘱託し、電話加入権の場合は第三債務者(NTT)に差 押え通知書を送達しなければならない。
- [3]効果(私は効力と理解しました)

交付要求は先行の**差押えが解除されたときは(ここ、間違いですね)、**執行する。一方参加 差押えは、先行の差押えが解除されると、財産の区分毎に、差押えの効力が生じる。

動産および有価証券:行政機関に参加差押書が送達されたとき

不動産・船舶・航空機・自動車・建設機械・小型船舶:滞納者に参加差押書が送達されたとき

電話加入権:際三債務者(NTT)に参加差押通知書が送達されたとき

2. 徴収職員における財産調査権限について

[1]質問検査

徴収職員は、滞納処分のため必要があると認められるときは、次に者に対して質問し、帳簿 の検査を行うことができる。

- ①滞納者
- ②滞納者の財産を占有する第三者

- ③滞納者の財産を占有すると認めるに足る相当の理由がある第三者
- ④滞納者に対して債権債務がある者
- ⑤滞納者が出資している法人

※質問検査は任意調査であるが、罰則があるため間接強制調査とよばれる

「2〕捜索

徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、次の者の物または住居もしくはその他の場所を捜索することができる。

- ①滞納者
- ②滞納者の財産を所持している第三者
- ③滞納者の財産を所持していると認めるに足りる相当の理由のある親族その他の特殊関係 者

(イ) 戸の開

徴収職員は①~③に戸を開かせることができる。当該者が拒むときは徴収職員が開けることができる。

(口) 出入禁止

捜索をする時は、以下の者を除いて出入禁止にすることができる。

- ①滞納者
- ②第三者
- ③①②の同居の親族および使用人
- ④滞納者の事務を代理するもの(税理士等)
- (ハ) 官公署への協力要請

徴収職員は、官公署に帳簿の閲覧などの協力要請をすることができる。

※質問検査も、捜索も犯罪捜査のために行ってはならない

[第二問]

[1] 清算人の第二次納税義務を追及することができる

<1>要件

次のすべてに該当するときに成立する

- ①法人(株式会社甲)が解散(平成31年3月15日)したときに、国税を納付しないで分配又は引渡しをしたこと。(残余財産入れ忘れました)
- ②滞納者に滞納処分を執行しても、徴収する税額になお不足すること 本問の場合、問題文以外に所有する財産がないので、要件を満たしている

<第二次納税義務者>

清算人(A、C)

分配または引渡しを受けた者(B, E)

<責任限度額>

清算人 分配した額 1,200万円

分配または引渡しを受けた額 B:100+200=300 万円

E:300万円

[2] 株式会社乙およびCに対して無償または著しい低額の対価による譲受人の第二次納税義務を追及する

<1>要件

①滞納者が無償又は著しく低い対価に額により譲渡、債務の免除、その他第三者に利益を与える行為をしたこと。但し、法定納期限の1年前の日以後になされたもの。

本問の場合、問題(1)~(4)の法定納期限の1年前の日以後に譲渡(平成31年4月2日)および債務の免除(平成31年4月6日)がなされているので該当する。

- ②滞納者に滞納処分を執行しても、徴収する税額になお不足すること
- ③②の不足が①の処分に基因すること

<2>第二次納税義務者

株式会社乙

С

<3>責任限度額

株式会社 Z (受けた利益が現に存する額) 900 万円

C (受けた利益の額) 100 万円

このあとは時間がなく、共同的な事業者の第二次納税義務を株式会社 Z に追及すると書き、要件、第二次納税義務者、責任限度額は全部書きました(あっていると思います)

ただ、下記ながら「該当しない」ことに気づきましたが、時間もなくそのまま書きました。

最後に

「売掛金の債権譲渡は確定日付のある債権譲渡なので甲に帰属しないので回収できない」と書いてしまいました。

いま読み返すと、「譲渡担保」と書いていましたね。時間がないので焦って読み落としました。

以上です。たぶん撃沈だと思います。来年は必ずリベンジします。